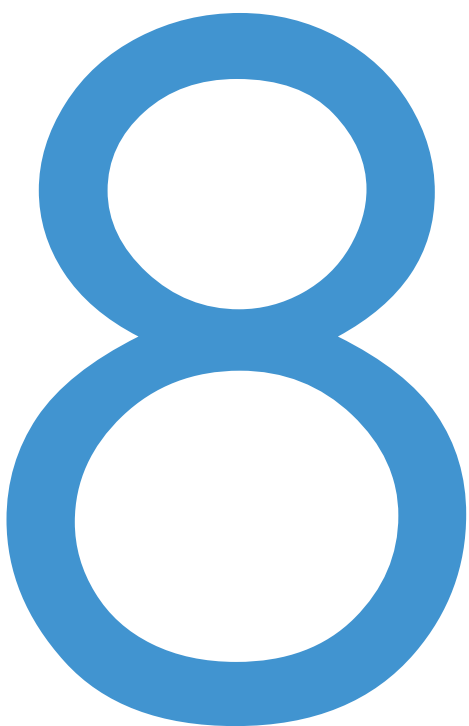


第8章

景観重要建造物、樹木、公共施設、 豊島区景観資源の指定等



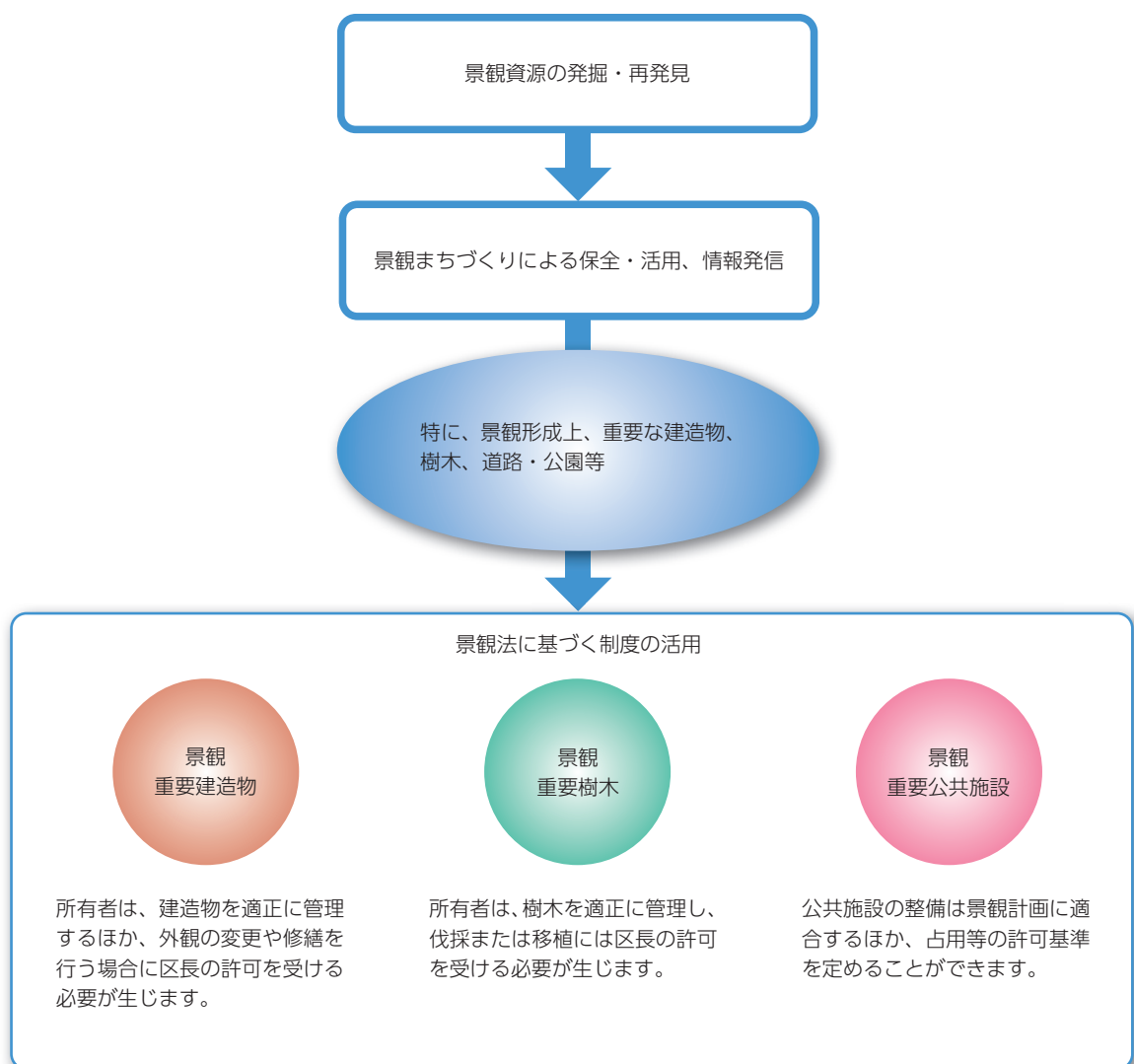
第1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方

古くから地域で育まれてきた景観資源は、建築物や工作物などにとどまらず、地域の身近なみどり、歴史・伝統、商店街でのにぎわいなど人々の生活・営みまでを含んでいます。

こうした景観資源を発掘・再発見し、地域による景観まちづくり⁵の中で保全・活用していきます。

特に、地域特性を生かした景観まちづくりにおいて、重要な建造物、樹木、道路・河川・都市公園などは、景観法¹による景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の制度を活用していきます。

図表 8-1 景観資源の保全・活用イメージ



1 景観法：8ページ参照

5 景観まちづくり：9ページ参照

第2 公共施設の景観形成の考え方

道路や河川、公園などは、建築物や工作物等とともに景観を構成する重要な要素です。こうした公共施設は、周辺の街並みと調和した整備や維持・管理に取り組み、地域特性を惹き立てる景観形成に生かしていきます。

図表 8-2 公共施設の景観形成の考え方

建築物	○建築物は、地域別景観まちづくり方針を十分に踏まえ、良好な景観の形成に努めます。
道路	○都市計画道路などの道路整備にあたっては、地域の特性を踏まえた街路樹や街路灯の設置、無電柱化、歩行者空間の舗装などにより、個性ある街並みを形成します。 ○舗装の色彩・材料等は街路樹のみどりを惹き立てるよう配慮します。 ○街路樹は樹種にあった維持・管理に取り組み、連続した良好なみどりの景観を形成します。
公園等	○公園は、歴史的、文化的な面をもつ静謐な場であることを配慮しつつ、みどりの潤いが広がる景観を維持・保全します。 ○公園・広場の整備にあたっては、地域の特性を惹き立てる景観形成に取り組みます。 ○公園や広場を街路樹などでつなぎ、みどりのネットワークを形成します。
河川	○河川内での緑化により、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観の連続性を生み出します。 ○河川・水路の暗渠部は、地形の変化を捉えた道路や緑道、散策路などの整備を進めます。
その他	○橋梁、高架（鉄道・道路）やその他の工作物は、周辺との調和に配慮します。

第3 景観法に基づく制度の活用

1 景観重要建造物

(1) 基本的な考え方

地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたり、特に重要な建造物は次に示す方針に基づき、所有者の同意を得て「景観重要建造物」に指定します。

(2) 指定方針

- 地域に親しまれている建造物
- 地域の歴史や文化と関係が深い建造物
- 地域のランドマークやシンボルとなっている建造物
- 地域の新たな景観形成の模範となる建造物
- 地域の景観まちづくりとの関連が深い建造物
- 道路やその他の公共の場所から容易に望見できる建造物

<景観重要建造物>

- 雑司が谷旧宣教師館

図表 8-3 雑司が谷旧宣教師館



2 景観重要樹木

(1) 基本的な考え方

地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたり、特に重要な樹木は次に示す方針に基づき、所有者の同意を得て「景観重要樹木」に指定します。

(2) 指定方針

- 地域に親しまれている樹木
- 地域の歴史や文化と関係が深い樹木
- 地域のランドマークやシンボルとなっている樹木
- 地域の景観まちづくりとの関連が深い樹木
- 道路やその他の公共の場所から容易に望見できる樹木

<景観重要樹木>

- 雑司が谷鬼子母神の大イチョウ

図表 8-4

雑司が谷鬼子母神の大イチョウ



3 景観重要公共施設

(1) 基本的な考え方

地域で親しまれ、ランドマークやシンボルとなり、地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたって、特に重要な公共施設は管理者の同意を得て「景観重要公共施設」に指定します。

(2) 指定方針

- 地域に親しまれている公共施設
- 地域の歴史や文化と関係が深い公共施設
- 地域のランドマークやシンボルとなっている公共施設
- 地域の景観まちづくりとの関連が深い公共施設
- 道路やその他の公共の場所から容易に望見できる公共施設

<景観重要公共施設>

- 神田川
- グリーン大通り
- 鬼子母神大門ケヤキ並木道
- 南池袋公園

①神田川

1) 指定理由

- 東京都景観計画²の中で、景観重要公共施設に位置づけられている神田川は、景観計画においても引き続き、景観重要公共施設に指定します。

図表 8-5 神田川



2) 整備に関する事項

- 神田川では、東京都の「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水辺とみどりの景観ネットワークを形成します。

3) 占用許可基準（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

- 占用許可等の基準の追加はありません。

②グリーン大通り（特別区道41-21）

1) 指定理由

- グリーン大通りは、池袋副都心の骨格となる景観を形成しており、文化芸術イベントやオープンカフェによる道路空間の有効活用など、新たな文化とにぎわいの舞台として魅力ある街並みを形成するため、景観重要公共施設に指定します。

2) 整備に関する事項

- グリーン大通りは、池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸として、風格とにぎわいのある街並みを形成します。
- ケヤキやクスノキに代表される、みどり豊かで美しい並木は人々の憩いの場であるとともに、池袋副都心の風格とにぎわいのランドマークとして、街路樹の本来の樹形を生かしつつみどりの潤いを感じられる街路空間を形成します。
- 多様な来街者が集いにぎわい、四季を彩る公園のように憩いくつろげる、美しい都市空間の形成を目指し、歩道での滞留空間の配置や、緑化、街路照明、修景施設の設置とともに、グリーン大通りの自然と調和のとれた舗装材（御影石・レンガ等）を使用するなど街路樹が引き立つような空間を整備します。
- マルシェやオープンカフェなどのイベントの開催により、にぎわいの創出や人々の回遊性の向上を図るため、歩道空間の多様な使い方や自在な夜間演出などを想定した空間整備を行います。
- グリーン大通りと南池袋公園が一体的な空間として、新しい文化や交流、にぎわいを生み出す地域の核となり、地域の新たな価値を生み出していることを踏まえ、舗装材や樹木、照明等は南池袋公園との連続性に配慮します。
- 地域と連携し、エリアマネジメントによるまちづくりの一環として、道路清掃や植栽管理などの環境維持活動を行います。

図表 8-6 グリーン大通り



3) 占用許可基準（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

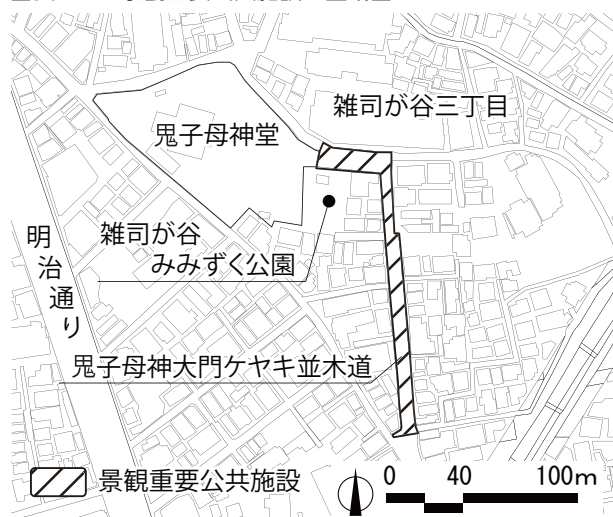
- 占用許可等の基準の追加はありません。
- グリーン大通りは、国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業として認定を受けました。景観重要公共施設の指定方針である、新たな文化とにぎわいの舞台としての魅力ある街並みの形成に向け、オープンカフェやイベントなど道路空間の有効活用を行っていきます。

③鬼子母神大門ケヤキ並木道（特別区道42-500の一部、特別区道42-600の一部）

1) 指定理由

- 鬼子母神大門ケヤキ並木道は、樹齢400年を超えるケヤキ並木や石畳の舗装等が一体となった鬼子母神堂の参道として雑司が谷のシンボルとなっていることから、並木や舗装の管理、その他道路構造物を含めた街並みの保全を行って行くため、景観重要公共施設の道路として指定します。

図表 8-7 景観重要公共施設の区域図



※江戸時代の「鬼子母神大門ケヤキ並木」の区域とは異なります。

図表 8-8 鬼子母神大門ケヤキ並木道



2) 整備に関する事項

- 鬼子母神大門ケヤキ並木道は、江戸時代から参詣人でにぎわってきた歴史や文化、地域の活動や思いを後世につなぐシンボリックな景観として、並木の魅力を生かした道路景観を形成します。
- 雑司が谷地域の情報発信、散策拠点として、風情を感じられる空間創出に配慮します。
- 沿道の雑司が谷みみずく公園と連携したみどり豊かで魅力的なオープンスペースを創出します。
- 無電柱化の整備にあたっては、ケヤキの根を保護しながらの整備とし、裏配線や軒下配線といった地中化以外による整備手法や、新しい整備方式（浅層）での整備の検討も行います。

【道路構造物整備の基準】

- 舗装の改修にあたっては、周囲と調和する雰囲気を持つ自然石（例：御影石）の使用を基本とします。

【附属物整備の基準】

- 交通安全上必要な標識、カーブミラー等の設置にあたっては、支柱の色彩が周囲の雰囲気と調

和したものとなるよう配慮します。

- 道路交通の安全を確保した上で、将来を見据えてケヤキの雄大さや風格、美しい樹形を維持するよう、適正な管理に配慮します。
- 公共サインを設置する場合は、分かりやすいサインとなるよう言語、デザイン等を工夫するとともに、周囲の雰囲気と調和した素材、色彩、意匠となるよう努めます。

3) 占用許可基準（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

【景観重要公共施設の占用の考え方】

- 公共性のあるもの以外は占用できないような基準とします。
- 景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺の街並みと調和するよう配慮します。

【鬼子母神大門ケヤキ並木道の占用許可等の基準】

- 景観重要公共施設、鬼子母神大門ケヤキ並木道の区域については、日よけ、突出し看板等の道路占用を禁止します。

④南池袋公園

1) 指定理由

○南池袋公園は、開放感を生み出す公園中央の芝生広場や、にぎわいの核としてのカフェレストランなどにより、多様な人々にとって居心地の良い空間を形成しています。また、グリーン大通りと一体となった空間は、新しい文化や交流、にぎわいを生み出す地域の核となり、地域の新たな価値を生み出しています。こうしたことから、南池袋公園を良好な景観形成に重要なものと認め、景観重要公共施設に指定します。

2) 整備に関する事項

○冬でも枯れることなく一年中緑が広がる芝生広場は、多様な人々が憩い・滞留することのできる公園の象徴的な場として良好な管理及び養生に努めるとともに、公園全体としても、このゆとりを活かした空間創出に配慮します。

○夜間照明は、居心地の良い夜間景観を形成するため、光環境のメリハリに配慮します。

○公園内の樹木は、かつて根津山として地域に親しまれた雑木林に象徴される、地域のみどりの記憶を繋ぐ存在として、樹種に応じた管理を行います。

○南池袋公園とグリーン大通りが一体的な空間として、新しい文化や交流、にぎわいを生み出す地域の核となり、地域の新たな価値を生み出していることを踏まえ、舗装材や樹木、照明などは、グリーン大通りとの連続性に配慮します。

図表 8-9 南池袋公園



3) 占用許可基準（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

○占用許可等の基準の追加はありません。

第4 景観条例に基づく制度の活用

豊島区景観資源の指定

地域の個性や魅力を高め、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるものを豊島区景観資源として指定します。

所有者・管理者などの意向を踏まえながら指定を検討します。

豊島区景観資源に指定したものについては、区ホームページ等で周知し、地域の維持・保全活動や景観まちづくりへの活動などの取り組みにつなげていきます。